

ご利用料のご案内

【入 所】

★入所利用料(在宅復帰率が50%超の場合)

居室	要介護度	基本日額	居住費	食費	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)	合計(月額)
個室	要介護1	¥733	¥1,640	¥1,380	¥14	¥18	¥24	¥100	¥100	¥4,009	¥120,270
	要介護2	¥804								¥4,080	¥122,400
	要介護3	¥866								¥4,142	¥124,260
	要介護4	¥922								¥4,198	¥125,940
	要介護5	¥977								¥4,253	¥127,590
多床室	要介護1	¥812	¥370	¥1,380	¥14	¥18	¥24	¥100	¥100	¥2,818	¥84,540
	要介護2	¥886								¥2,892	¥86,760
	要介護3	¥948								¥2,954	¥88,620
	要介護4	¥1,004								¥3,010	¥90,300
	要介護5	¥1,059								¥3,065	¥91,950

【在宅復帰率50%以下の場合の基本日額】 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(¥27)を含みます。

■ 個室 要介護1(¥722)、要介護2(¥767)、要介護3(¥828)、要介護4(¥880)、要介護5(¥931)

■ 多床室 要介護1(¥795)、要介護2(¥843)、要介護3(¥904)、要介護4(¥955)、要介護5(¥1,008)

* 介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置されている場合、¥18(サービス提供体制強化加算)が算定されます。

* 入所後30日に限り、上記料金に ¥30(初期加算)割増となります。

* 短期集中リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月に限り上記料金に ¥240(短期集中リハビリテーション実施加算)割増となります。

* 認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月に限り上記料金に ¥240(認知症短期集中リハビリテーション実施加算)割増となります。

* 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の場合、上記料金に ¥18(療養食加算)割増となります。

* 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本日額各種に各種加算を加え3.9%を乗じた額が割増となります。

* 入所の場合は、基本日額の中にオムツ代が含まれます。

【(介護予防)短期入所療養介護】

★(介護予防)短期入所療養介護利用料(在宅復帰率50%超の場合)

居室	要介護度	基本日額	滞在費	食費	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)
個室	要支援1	¥613	¥1,640	¥350 (朝食)	¥18	¥24	¥100	¥100	¥3,875
	要支援2	¥753							¥4,015
	要介護1	¥788							¥4,050
	要介護2	¥859							¥4,121
	要介護3	¥921							¥4,183
	要介護4	¥977							¥4,239
	要介護5	¥1,032							¥4,294
多床室	要支援1	¥652	¥370	¥350 (朝食)	¥18	¥24	¥100	¥100	¥2,644
	要支援2	¥807							¥2,799
	要介護1	¥867							¥2,859
	要介護2	¥941							¥2,933
	要介護3	¥1,003							¥2,995
	要介護4	¥1,059							¥3,051
	要介護5	¥1,114							¥3,106

【在宅復帰率50%以下の場合の基本日額】

■ 個室 要支援1(¥575)、要支援2(¥716)、要介護1(¥750)、要介護2(¥795)、要介護3(¥856)
要介護4(¥908)、要介護5(¥959)

■ 多床室 要支援1(¥608)、要支援2(¥762)、要介護1(¥823)、要介護2(¥871)、要介護3(¥932)
要介護4(¥983)、要介護5(¥1,036)

* 介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置されている場合、¥18(サービス提供体制強化加算)が算定されます。

* 個別リハビリテーションを実施した場合、上記料金に ¥240(個別リハビリ実施加算)割増となります。

* 送迎をした場合、上記料金に ¥184(片道)割増となります。

* 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の場合、上記料金に ¥23割増となります。

* 認知症行動・心理症状緊急対策を実施した場合、上記料金に ¥200(認知症行動・心理症状緊急対策加算)割増となります。

* 重度療養管理を実施した場合、上記料金に ¥120円(重度療養管理加算)割増となります。

* 緊急に短期入所を受け入れた場合、上記料金に ¥90(緊急短期入所受入加算)割増となります。

* 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本日額各種に各種加算を加え3.9%を乗じた額が割増となります。

要介護度	基本日額	食費	サービス提供体制強化加算	中重度者ケア体制加算	入浴加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)
要介護1	¥697	¥390	¥18	¥20	¥50	¥50	¥50	¥1,275
要介護2	¥839							¥1,417
要介護3	¥982							¥1,560
要介護4	¥1,124							¥1,702
要介護5	¥1,266							¥1,844

- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合、¥18(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 要介護3以上の中重度要介護者を積極的に受け入れる体制を整備した場合、¥20(中重度者ケア体制加算)が算定されます。
- * 退院(所)日又は、認定日から起算して、3月以内: ¥110(短期集中個別リハビリ実施加算)割増となります。
- * リハビリテーション計画を策定し、進捗状況を3ヶ月毎に評価し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合、¥230/月(リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ)割増となります。
- * 6月以内の場合には1月に1回以上、6月を超えた場合には、3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直している場合、(リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ)割増となります。
 開始月から6月以内 ¥1,020/月
 開始月から6月超 ¥700/月
- * 月2回(3ヶ月)に限り、上記料金に ¥150(栄養改善加算)、¥150(口腔機能向上加算)割増となります。
 但し、これら加算については、利用者様の希望による選択的メニューになっています。
- * 要介護3、要介護4又は5であって、医学的管理を実施した場合、上記料金に ¥100(重度療養管理加算)割増となります。
- * 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本日額各種に各種加算を加え4.7%を乗じた額が割増となります。
- * 送迎を希望されない場合には、片道 ¥47割引かれます。

【介護予防通所リハビリテーション】

要介護度	基本月額	食費	サービス提供体制強化加算	教養娯楽費	日用品費	合計(月額)
要支援1	¥1,812	¥390	¥72	¥50	¥50	¥3,844
要支援2	¥3,715		¥144			¥7,779

- ★ 上記金額は、要支援1の場合は週1回、要支援2の場合は週2回利用した料金です。(食費、教養娯楽費、日用品費は日額)
- * 介護福祉士が50%以上配置されている場合、¥72(要支援1) ¥144(要支援2) (サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 月1回に限り、上記料金に ¥225(運動器機能向上加算)、¥150(栄養改善加算)、¥150(口腔機能向上加算)割増となります。
 但し、これら加算については、利用者様の希望による選択的メニューになっています。
- * 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本月額各種に各種加算を加え4.7%を乗じた額が割増となります。

その他の料金(全額自己負担)

- ①電気代 ¥50
- ②その他 上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用などは自己負担となります。

- 所得段階によって、負担上限額が設けられており、上限を超えた利用額は介護保険から支給されます(支給されるには、「介護保険負担限度額認定」の申請が必要になります)。なお、対象となるには、「住民票で世帯分離している配偶者の住民税が非課税であること」「預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること」が要件となります。

利用者負担段階の対象者及び負担限度額(日額)

利用者負担段階	対象者	居住費(滞在費)		食費
		個室	多床室	
第1段階	・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	¥490	¥0	¥300
第2段階	・住民税非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	¥490	¥370	¥390
第3段階	・住民税非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える方	¥1,310	¥370	¥650
第4段階	・住民税課税世帯(上記世帯に該当しない)	¥1,640	¥370	¥1,380

- ◇ 利用者負担段階で決められた負担を適用すると生活保護の受給者となる方は、生活保護を必要としない状態となるよう、利用者負担が軽減されます。
- ◇ 住民税課税世帯の場合には、負担軽減の対象になりません。しかし、高齢者夫婦世帯などで一方が施設に入所し、「居住費・食費」を負担することで、在宅で生活する配偶者等の生計が困難になるなど、一定の要件を満たし申請により認められた方は、利用者負担第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。

高額介護サービス費について

- 同じ月に受けたサービスの利用者負担(定率負担)の合計額が、下表の上限額を超えた場合には、市町村に高額介護サービス費の支給申請をすることにより、超えた分があとで支給されます。
世帯に複数のサービス利用者がある場合は、世帯合算により負担上限が決定されます。

高額介護サービス費の利用者負担の上限額

利用者負担区分	世帯の上限額	個人の上限額
・生活保護受給者		¥15,000
・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	¥24,600	¥15,000
・住民税非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	¥24,600	¥15,000
・住民税非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える方	¥24,600	¥24,600
・住民税課税世帯	¥37,200	¥37,200
・現役並み所得世帯 ・世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合	¥44,400	¥44,400

負担減額対象者の入所利用料金(補足給付・高額介護サービス費対応)

居室	段階	基本日額+各種加算	居住費	食費	教養	日用品費	合計(日額)	合計(月額)
個室	第1段階	※¥500	¥490	¥300	¥100	¥100	¥1,490	¥44,700
	第2段階	※¥500	¥490	¥390	¥100	¥100	¥1,580	¥47,400
	第3段階	※¥820	¥1,310	¥650	¥100	¥100	¥2,980	¥89,400
	住民税課税世帯	※¥1,240	¥1,640	¥1,380	¥100	¥100	¥4,460	¥133,800
	現役並み所得世帯	※¥1,480	¥1,640	¥1,380	¥100	¥100	¥4,700	¥141,000
多床室	第1段階	※¥500	¥0	¥300	¥100	¥100	¥1,000	¥30,000
	第2段階	※¥500	¥370	¥390	¥100	¥100	¥1,460	¥43,800
	第3段階	※¥820	¥370	¥650	¥100	¥100	¥2,040	¥61,200
	住民税課税世帯	※¥1,240	¥370	¥1,380	¥100	¥100	¥3,190	¥95,700
	現役並み所得世帯	※¥1,480	¥370	¥1,380	¥100	¥100	¥3,430	¥102,900

- ※ 同じ月に受けたサービスの定率利用者負担の合計額が上限額を超えた場合には、申請により超えた分が払い戻されるため最終的に上記料金(概算)になります。利用者負担区分が1・2段階の対象者であっても、世帯に複数のサービス利用者がある場合は、世帯合算の上限額になりますので、上記料金を超える場合があります。